○厚生労働省告示第二百三十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第24部として次のように加える。

第24部　追加用薬		
内名	規格単位	薬価円
（あ）		
メロキシカム錠5mg「クニヒロ」	5mg1錠	23.20
メロキシカム錠10mg「クニヒロ」	10mg1錠	34.40
（い）		
リスペリドン錠0.5mg「クニヒロ」	0.5mg1錠	11.20
リスペリドン錠1mg「クニヒロ」	1mg1錠	17.90
リスペリドン錠2mg「クニヒロ」	2mg1錠	23.10
リスペリドン錠3mg「クニヒロ」	3mg1錠	34.30

○厚生労働省告示第二百三十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十二日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第8に第9部として次のように加える。

第9部　追加用薬		
内名	規格単位	(8)薬価
（あ）		
メロキシカム錠5mg「NT」	5mg1錠	
メロキシカム錠10mg「NT」	10mg1錠	
（い）		
リスペリドン錠0.5mg「NT」	0.5mg1錠	
リスペリドン錠1mg「NT」	1mg1錠	
リスペリドン錠2mg「NT」	2mg1錠	
リスペリドン錠3mg「NT」	3mg1錠	

○農林水産省告示第千三百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年五月二十四日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第435号	ソイルキーパー特号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5
仮生第436号	ソイルキーパー1号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5
仮生第437号	ソイルキーパー2号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5
仮生第438号	ソイルキーパー3号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北1丁目13番5

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字岡ノ上七八七、八〇七、八〇九、八一〇、字下上野八四六、八五一、九〇〇、九二〇、字下菅田一九二九の一、一九二九の二、一九三一の一、一九三二の一、一九三三の二、一九三四の一、一九三五の一、一九三六の二、一九三六の一から一九三六の三まで、一九三七、一九三九の一、一九三九の二、一九四〇の一、一九四一の一、一九四二の一、一九四三の二、一九四四の一、一九四五の二、一九四六の一、一九四六の二、一九四七の一、一九四七の二、一九四八の二、一九四九の一、一九四九の二、一九五〇の一、一九五〇の二、一九五二の一・一九五五の一・一九五六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九五六の二、一九五七、一九五八の二、一九五九、字上菅田一九六〇の一、一九六〇の二、一九七六の一、一九七六の二、一九七六の四、字別所山四二三〇、四二三一、四二三二、四二五六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡ノ上七八七、八〇七、八〇九、八一〇、字下上野八四六、八五一、九〇〇、九二〇、字別所山四二三〇、四二三一、四二三二、四二五六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町河内字上野谷一一四九の一から一一四九の五まで、一一五〇の一、字飛田岸屋敷一二三四から一二三六まで、一二四九

二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおりとする。